

福島県卸売市場概要

〈平成25年度〉

平成28年3月

福島県農林水産部農産物流通課

目 次

I	総論	1
1	卸売市場の役割	1
2	卸売市場制度の概要	3
II	福島県内卸売市場の分布状況	7
1	市町村別卸売市場の分布状況	7
2	県内卸売市場立地状況図	8
III	福島県内卸売市場の現況	9
1	総論	9
2	開設者	11
3	卸売業者	12
4	取扱状況	13
5	県内卸売市場一覧	22
IV	その他	28
1	卸売市場に対する行政措置概要	28
2	補助事業の実績（消費地市場）	32
3	福島県卸売市場審議会委員名簿	35
4	県内卸売市場関係団体（消費地市場）	36
5	卸売市場行政に関する県の窓口	36
6	福島県卸売市場条例に基づく許可等申請手数料一覧	37
7	卸売市場法及び県卸売市場条例に基づく申請等及び添付書類一覧	38

I 総 論

1 卸売市場の役割

生鮮食料品は、その生産が天候や季節などの自然的条件の影響を強く受け、規格性・貯蔵性に乏しいなどの商品特性があること、流通の両端にある生産と消費が一般的に零細かつ分散的であること、日常生活において不可欠であること等から需要の弾力性が小さく、日々、安定した供給を確保することが必要とされるため、他の物品とは異なった卸売市場を中心とする流通機構が形成されている。

近年、産地側における生産・出荷単位の大型化、買い手側における量販店や外食・中食産業等の大口需要者の取扱比率の増大、あるいは輸入農産物の増大や市場外流通の多様化等さまざまな環境の変化の中にあつて、卸売市場においては、取扱高は総じて減少傾向にあるとともに、その取引形態も相対取引の割合が増加するなどの変化が見られるが、依然として卸売市場は生鮮食料品等の流通の中核的な役割を果たしている。また、平成23年3月に発生した東日本大震災の際には、県内外から届けられる救援物資の配送等の中継点としても機能するなど、災害時のインフラとしての役割も担っている。

(1) 卸売市場とは

- ① 野菜、果実、水産物、食肉、花き等の生鮮食料品等の卸売を行う場であること。

すなわち、生鮮食料品以外の食料品あるいは工業製品を取り扱う場とは異なり、生鮮食料品等を専門に取り扱う場であり、かつ、一般消費者への販売を対象とせず、卸売を受けたものに調製・加工等を行って再販売する小売店や飲食店等を対象に取引が行われる場である。

- ② その場において、多数の出荷者から販売の委託を受けた卸売業者と多数の買手との間で、公開かつ統一的な運営原則のもとに取引が行われる場であること。

したがって、生鮮食料品を取り扱う場であっても、単なる荷さばき所や、あらかじめ特約関係にあるものに対して供給販売するための施設とは区別されている。

- ③ 卸売場、駐車場、その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を有する場であること。

単なる広場とか倉庫があればよいということではなく、物品の搬入、分荷、搬出等、市場内の物流が効率的に行われるよう、施設が整備されていること。

- ④ 生鮮食料品の商品特性及び消費者の購買等の商慣習から、ほぼ毎日継続して開場される場であること。

したがって、季節的に特定品目の取引のために開場される市場とは区分される。

(2) 卸売市場の機能

- ① 集・分荷機能

多種多様な生鮮食料品等を各地から広く集荷する品揃えの機能と、小売業者等に対して販売し分荷する機能であり、卸売市場の基本的な機能。

- ② 価格形成機能

多数の出荷者から販売委託を受けた生産物を、セリ等による多数の買手間の適切な競争を通じて需要・供給を反映した公正な価格を形成する機能。

③ 代金決済・信用賦与機能

卸売を受けた多数の小売業者からの迅速な販売代金の回収と、出荷者に対する迅速確実な販売代金の支払いを行い、卸売市場における迅速確実な取引の裏付けとなる機能。

④ 情報機能

生鮮食料品等の需給に係る情報の収集・伝達機能。

(3) 卸売市場に対する行政措置

① 法令等

卸売市場法（昭和46年制定）及び福島県卸売市場条例（昭和46年制定）

（目的） 生鮮食料品の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、国民生活の安定に資する。

そのため

（ア）卸売市場の計画的な整備促進のための措置

（イ）卸売市場の開設及び取引に関する規制

を定める。

※ 福島県卸売市場整備計画（卸売市場法第6条第1項の規定により県が定める。）

福島県における卸売市場の整備を図るための計画であり、国が定める卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即した内容で策定する。

第8次福島県卸売市場整備計画は、平成17年11月に公表された。（平成15年度を基準年度とし、目標年度を平成22年度とする。）

なお、第9次福島県卸売市場整備計画（案）は、平成23年2月に諮問したところであるが、東日本大震災の発生により答申を受けるにいたっておらず、平成25年度に策定は見送られた。

そのため、平成27年度に国が示す第10次卸売市場整備基本方針に基づき、改めて第9次福島県卸売市場整備計画の策定を行い、平成28年度中に公表する予定である。

② 助成措置

（ア）補助制度

- ・ 中央卸売市場の施設整備に要する費用に対する補助（卸売市場法第72条）

中央卸売市場を開設する地方公共団体に対し、国から交付金を受けて県が補助する。

- ・ 地方卸売市場の施設整備に要する費用に対する補助

地方卸売市場を開設する地方公共団体（地方公共団体が主たる出資者となる第3セクターを含む。）に対し、国からの交付金を受けて県が補助する。

（イ）融資制度

- ・ 卸売市場近代化施設

卸売市場の開設者（地方公共団体を除く。）、卸売市場の卸売業者等が、卸売市場の業務に必要な施設の整備を行う場合、日本政策金融公庫から長期かつ低利の融資が受けられる。ただし、

福島県卸売市場整備計画に適合するものとしての県の確認を受ける必要がある。

- 卸売市場機能高度化事業施設

卸売市場の卸売業者、仲卸業者、仲卸業者の組織する組合が、卸売業及び仲卸業者の統合・連携を図るために必要な営業権の取得等を行う場合、日本政策金融公庫から長期かつ低利の融資が受けられる。ただし、食品流通構造改善促進法に基づき、農林水産大臣による構造改善計画の認定を受ける必要がある。

2 卸売市場制度の概要

(1) 法的な沿革

大正12年 中央卸売市場法制定

主要都市における中央卸売市場の開設を推進。

昭和25年 福島県魚市場条例制定

昭和39年 福島県青果物市場条例制定

昭和46年 卸売市場法制定

中央卸売市場、地方卸売市場を関連づけ、国及び地方公共団体が一体となって市場行政を推進。

昭和46年 福島県卸売市場条例制定

(2) 卸売市場の種類

卸売市場には、①中央卸売市場、②地方卸売市場、③その他卸売市場（政令規模未満卸売市場）の3種類がある。

区分	法令等による規定の要約	関係者（許認可者）
中央卸売市場	都道府県、人口20万人以上の市、又はこれらが加入する一部事務組合が農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場	開設者：地方公共団体（農林水産大臣認可） 卸売業者：株式会社等（農林水産大臣許可） 仲卸業者：株式会社、個人等（開設者許可） 売買参加者：（開設者承認）
地方卸売市場	中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場の面積が一定規模（政令規模：青果330㎡、水産200㎡（産地市場は330㎡）、食肉150㎡、花き200㎡）以上のものについて、都道府県知事の許可を受けて開設される卸売市場	開設者：地方公共団体、株式会社、農協、漁協等（都道府県知事許可） 卸売業者：開設者と同様（都道府県知事許可） 仲卸業者：株式会社、個人等（開設者の承認、知事への届出） 買受人：（開設者の承認、知事への届出）
その他卸売市場	中央、地方卸売市場以外の卸売市場（都道府県によってその取り扱いは異なるが、本県の場合は知事の登録を受けて開設される。）	地方卸売市場の場合と同じ（ただし、開設者、卸売業者は知事の登録）

(3) 卸売市場関係者

① 開設者

卸売市場を設置し、その管理を行う者をいう。福島県には、市が開設者となり国が認可・監督を行っている中央卸売市場として、福島市中央卸売市場（福島市）、いわき市中央卸売市場（いわき市）の2市場がある（福島市中央卸売市場は、平成26年4月1日より地方卸売市場へ転換）。また、市・町が開設者となり県が許可・監督を行っている地方卸売市場は、二本松市公設地方卸売市場（二本松市）、郡山市総合地方卸売市場（郡山市）、白河市公設地方卸売市場（白河市）、会津若松市公設地方卸売市場（会津若松市）、富岡町公設地方卸売市場（富岡町）及びいわき市地方卸売市場〔水産物産地市場〕（いわき市）の6市場があり、第3セクターが開設者となっている準公設地方卸売市場は、相馬総合地方卸売市場（相馬総合卸売市場株）の1市場がある。また、民営の地方卸売市場及びその他卸売市場は、開設者が卸売業者を兼ねている形態が大部分となっている。（詳細は22頁に掲載。）

なお、東日本大震災の影響により、富岡町公設地方卸売市場、浪江青果市場、いわき市漁業協同組合久之浜地方卸売市場、同四倉地方卸売市場、相馬双葉漁業協同組合原釜地方卸売市場、同請戸地方卸売市場、いわき市漁業協同組合沼之内支所魚市場、同勿来支所魚市場、相馬双葉漁業協同組合新地支所魚市場、同磯部支所魚市場、同鹿島支所魚市場、同富熊支所魚市場は、現在開場していない。

② 卸売業者

出荷者から委託された物品又は自らが買付けた物品を市場内で仲卸業者及び買受人に販売する者をいう。

販売の方法は、セリ売若しくは入札又は相対で行い、卸売業者はその売り上げから一定の手数料を受け取る。取引方法については、利害関係者の意見又は市場取引委員会等の意見を聴いたうえで、開設者が決定し、国又は県の承認を受ける必要がある。

卸売業者は、多数の出荷者から販売の委託を受け、公正な価格形成をし、迅速な代金決済を行うことを主要業務内容とすることから、出荷者、買受人等の信用を得なければならないため、開設者及び県（中央卸売市場は国）の監督、検査を受けるほか、営業状態や資産内容の健全化に努める必要がある。

③ 仲卸業者

卸売市場内に店舗を持ち、卸売業者から買い受けた物品を仕分けし、調製して、小売業者、大口需要者等に販売する業務を営む者をいう。

専門的な観点からの商品評価能力を有することにより、市場における価格形成に重要な役割を果たしている。また、大規模な卸売市場においては、小売業者、大口需要者などが多数にのぼるため、卸売業者と小売業者などの間に立って分荷することも重要な機能である。

④ 買受人

開設者の承認を受けて、セリ等に参加し、卸売業者から直接、卸売を受ける者をいう。具体的には、小売業者、給食業者、飲食業者等である。なお、中央卸売市場では「買受人」という用語の代わりに「売買参加者」という用語を用いているが、その内容は同じである。

⑤ 買出人

仲卸業者が卸売業者から仕入れて仕分けし、調製した物品を仲卸業者から仕入れる者をいう。

時間的又は人間的に早朝のセリ等に参加できない小売業者、飲食店、病院、旅館、加工業者等である。

⑥ 関連事業者

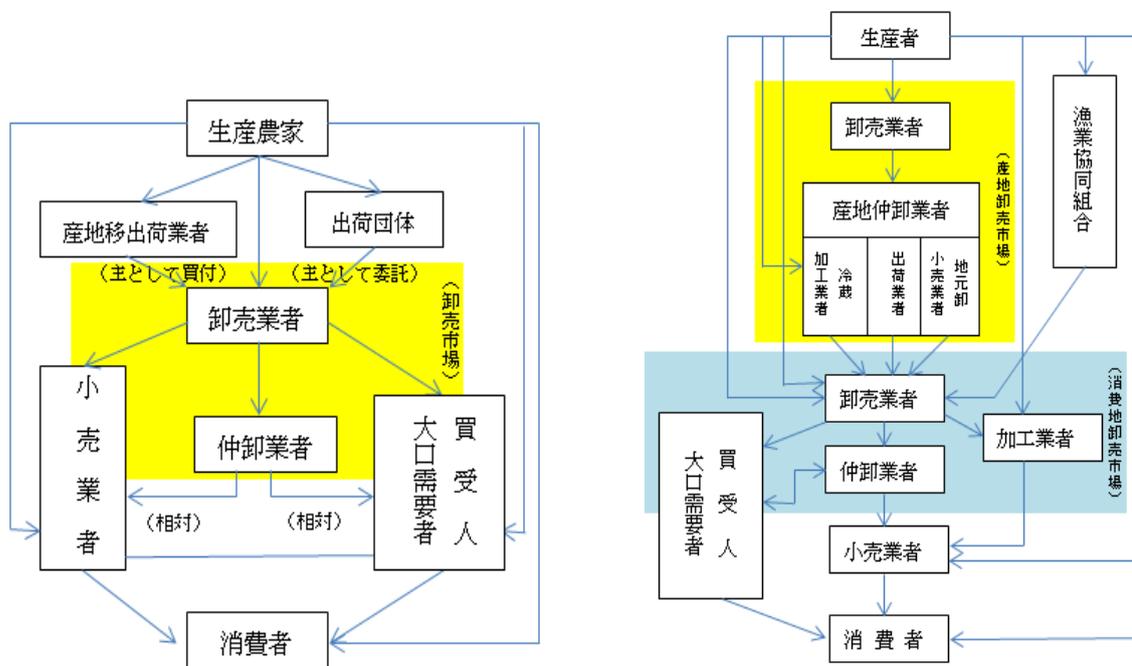
卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、市場機能の充実に図り、又は出荷者、買受人（売買参加者）及び買出人等市場利用者に便益を提供する観点から、開設者が市場内の店舗その他の施設において営業を営むことを許可した者をいう。

例えば、市場取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売業、市場取扱品目の買荷保管業、場内運送業、市場取扱品目を主として保管又は貯蔵する倉庫業及び精算代払機関（第1種関連事業）並びに食堂、喫茶店、薬局、理容業等（第2種関連事業）がある。

生鮮食料品の流通経路と卸売市場関係図

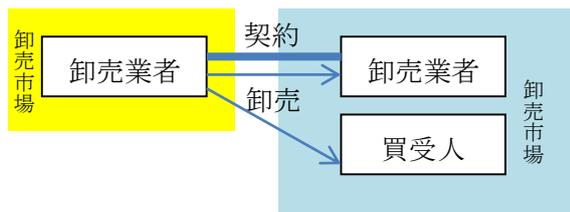
(青果物)

(水産物)

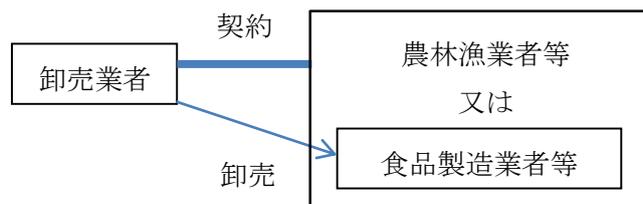


卸売の相手方の制限の特例（開設者の承認を要する）

(1) 集荷共同化その他卸売業務の連携に関する契約を締結した場合



(2) 新商品開発のための供給に関する契約を締結した場合



Ⅱ 福島県内卸売市場の分布状況

1 市町村別卸売市場の分布状況

(平成26年3月末日現在)

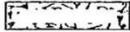
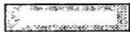
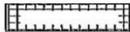
	中央卸売市場	地方卸売市場							その他卸売市場					計
		総合市場 (青果・水産物・花き)	総合市場 (青果・水産物)	青果市場	水産物市場 (消費地)	花き市場	水産物市場 (産地)	小計	青果市場	水産物市場 (消費地)	花き市場	水産物市場 (産地)	小計	
福島市	1(1)													1(1)
二本松市			1(1)					1(1)						1(1)
伊達市				1				1	1				1	2
本宮市				1				1						1
郡山市		1(1)		1				2(1)						2(1)
白河市			1(1)					1(1)						1(1)
会津若松市		1(1)						1(1)						1(1)
いわき市	1(1)			1			4(1)	5(1)	1			2	3	9(2)
相馬市			1<1>				1	2<1>				1	1	3<1>
南相馬市				1		1		2				1	1	3
富岡町				1(1)				1(1)				1	1	2(1)
浪江町							1	1	1				1	2
新地町												1	1	1
計	2(2)	2(2)	3(2)<1>	6(1)	0	1	6(1)	18(6)<1>	3	0	0	6	9	29(8)<1>

()内は公設市場を内数で表示したものである。

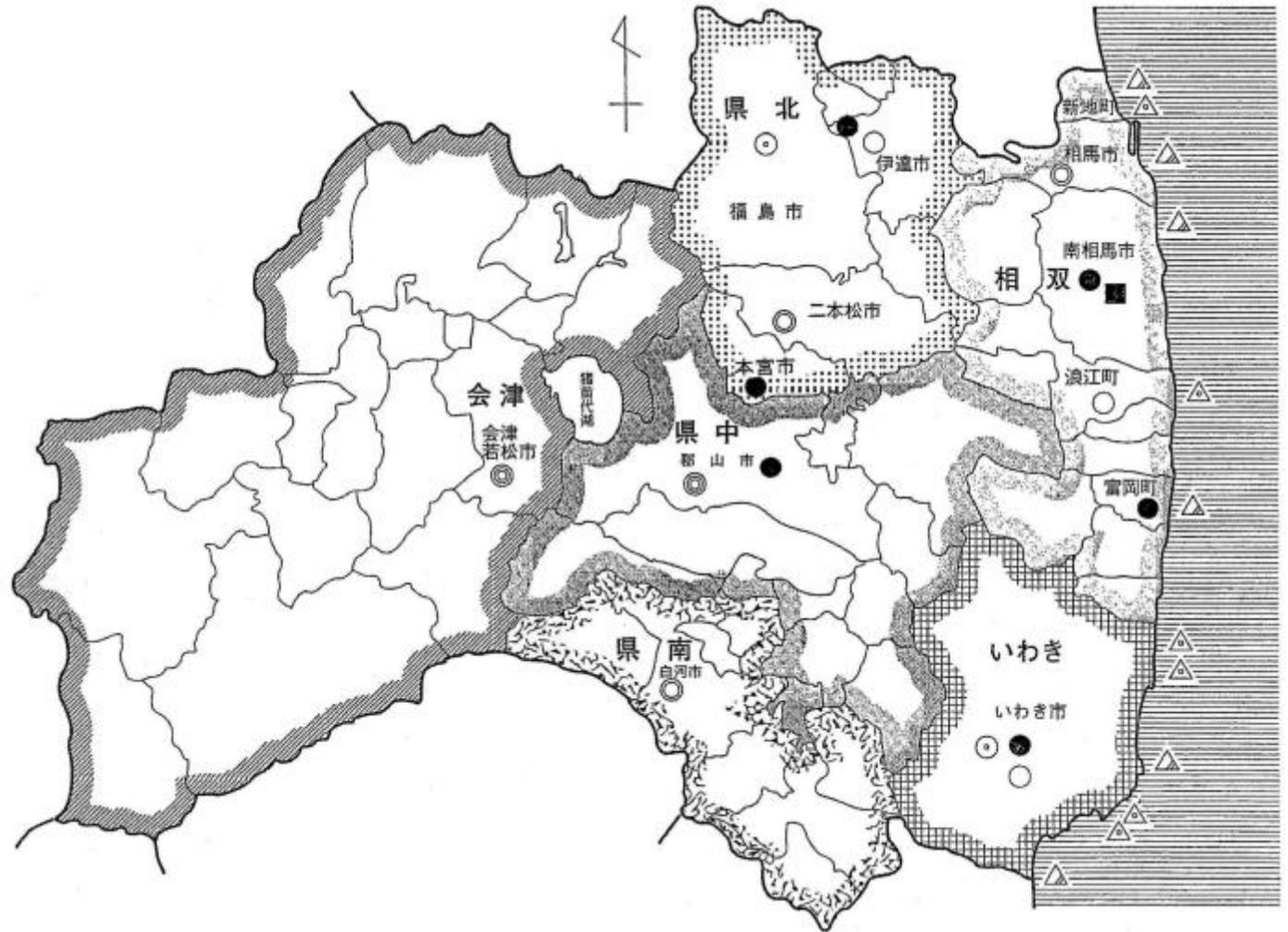
< >内は準公設市場を内数で表示したものである。

2 県内卸売市場立地状況図

- 凡 例
- ◎ 中央卸売市場
 - ◎ 青果・水産物・花き 地方卸売市場
 - ◎ 青果・水産物 //
 - 青果物 //
 - ▲ 水産物 //
 - 花き //
 - △ 水産物産地 //
 - 青果 その他卸売市場
 - △ 水産物産地 //

-  県北流通圏
-  県中流通圏
-  県南流通圏
-  会津流通圏
-  相双流通圏
-  いわき流通圏

卸売市場数	
中央卸売市場	2
青果・水産物・花き 地方卸売市場	2
青果・水産物	3
青果物	6
水産物	0
花き	1
水産物産地	6
青果 その他卸売市場	3
水産物産地	6
計	29



(注) 流通圏の表示は、「第8次福島県卸売市場整備計画」による流通圏図。
(紙面構成の都合上、他の流通圏との重複区域は省略。)

Ⅲ 福島県内卸売市場の現況

1 総論

平成26年3月末現在における県内の卸売市場数は、中央卸売市場が2カ所、地方卸売市場が18カ所（うち水産物産地市場が6カ所）、その他卸売市場が9カ所（うち水産物産地市場が6カ所）あり、合計で29市場となっている。

(1) 種類別市場数

県内の卸売市場を種類別にみると、水産物産地市場が12カ所と最も多く、次いで青果市場9カ所、複数分類を扱う総合市場が7カ所、花き市場1カ所の順となっている。

なお、食肉市場については、県内には設置されていない。

表-1 種類別卸売市場数

平成26年3末日現在

種類	区分	中央卸売市場	地方卸売市場				その他卸売市場	合計
			計	公設	準公設	民営		
青果・水産物・(花き)市場		2	5	4	1			7
青果市場			6	1		5	3	9
水産物(消費地)市場			0					0
水産物(産地)市場			6	1		5	6	12
花き市場			1			1		1
計		2	18	6	1	11	9	29

注) 東日本大震災の影響で営業を休止している市場を含む。

(2) 年次別市場数

県内卸売市場数を年次別（整備計画策定時）にみると、市場の統合等により、総数では減少傾向となっている。

表-2 年次別(整備計画策定時)市場数の推移

種類	区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次
		整備計画策定時 (47.8)	整備計画策定時 (51.9)	整備計画策定時 (56.9)	整備計画策定時 (61.11)	整備計画策定時 (3.11)	整備計画策定時 (8.12)	整備計画策定時 (13.11)	整備計画策定時 (17.10)
中央卸売市場		0	1	2	2	2	2	2	2
青果・水産物・(花き)市場		1	3	4	4	4	5	5	5
青果市場		46	34	21	18	18	15	12	10
水産物(消費地)市場		45	25	13	12	9	4	3	1
水産物(産地)市場		14	14	16	14	14	15	14	13
花き市場		7	8	6	7	6	5	5	1
計		113	85	62	57	53	46	41	32

(3) 規模別市場数

県内卸売市場（水産物産地市場を除く。）を用地面積及び卸売場面積の規模別に見ると、表－3、表－4のとおりである。

ア 用地面積

用地面積の規模は、中央卸売市場や複数分類を扱う青果・水産物（・花き）市場（総合市場）が大きい傾向が見られる。

表－3 用地面積の規模別市場数(水産物産地市場を除く。) 平成26年3月末日現在

規模別 市場区分		300	500	1,000	1,500	3,000	5,000	10,000	計	
		300㎡ 未満	300 ～ 500 未満	500 ～ 1,000 未満	1,000 ～ 1,500 未満	1,500 ～ 3,000 未満	3,000 ～ 5,000 未満	5,000 ～ 10,000 未満		10,000 以上
中央卸売市場								2	2	
青果・水産物・(花き)市場 (公設及び準公設地方卸売市場)							1	4	5	
青果	地方卸売市場 (公設1市場を含む)			2	1	1	2		6	
	その他卸売市場		1		1			1	3	
水産物	地方卸売市場								0	
花き	地方卸売市場				1				1	
計		0	0	1	2	3	1	3	7	
構成比(%)		0.0	0.0	5.9	11.8	17.6	5.9	17.6	41.2	100

注1) 東日本大震災の影響で営業を休止している富岡町公設地方卸売市場と浪江青果市場を含む。

注2) 構成比の和は四捨五入の都合で計に一致しない場合がある。

イ 卸売場面積

表－4 卸売場の規模別市場数(水産物産地市場を除く。) 平成26年3月末日現在

規模別 市場区分		150	200	330	500	1,000	1,500	2,000	5,000	計	
		150㎡ 未満	150 ～ 200 未満	200 ～ 330 未満	330 ～ 500 未満	500 ～ 1,000 未満	1,000 ～ 1,500 未満	1,500 ～ 2,000 未満	2,000 ～ 5,000 未満		5,000 以上
中央卸売市場									2	2	
青果・水産物・(花き)市 (公設及び準公設地方卸売市場)					1	1		1	2	5	
青果	地方卸売市場 (公設1市場を含む)			3	1	1		1		6	
	その他卸売市場		1	2						3	
水産物	地方卸売市場									0	
花き	地方卸売市場			1						1	
計		0	1	2	4	2	2	0	2	4	
構成比(%)		0.0	5.9	11.8	23.5	11.8	11.8	0.0	11.8	23.5	100

注1) 東日本大震災の影響で営業を休止している富岡町公設地方卸売市場と浪江青果市場を含む。

注2) 構成比の和は四捨五入の都合で計に一致しない場合がある。

(4) 関係者数

県内卸売市場（水産物産地市場を除く。）の関係者数は、表－５のとおりである。

卸売業者は、青果が１９業者、水産物が１０業者、花きが５業者で、全部で３４業者ある。

なお、卸売業者のうち、同一卸売業者が２つの市場に入場し卸売を行っている形態が１社、同一市場内の二部門において卸売業務を行っている形態が１社ある。

表－５ 卸売市場関係業者数(水産物産地市場を除く。) 平成26年3月末日現在

市場区分	区分	卸売市場数	開設者数	卸売業者数	仲卸業者設置市場数	仲卸業者数		
						青果	水産物	花き
中央卸売市場	青果	2	2	2	2	15	8	3
	水産物			3				
	花き			2				
青果・水産物・(花き)市場 (公設及び準公設地方卸売市場)	青果	5	5	8	4	11	12	2
	水産物			6				
	花き			2				
	その他			2				
青果	地方卸売市場 (公設1市場を含む)	6	6	6	1	2		
	その他卸売市場	3	3	3				
水産物	地方卸売市場	0	0	0				
花き	地方卸売市場	1	1	1				
計		17	17	33	7	28	20	5

注1) 東日本大震災の影響で営業を休止している富岡町公設地方卸売市場と浪江青果市場の分を含む。

注2) 卸売業者数は、1社を複数で計上している場合がある。

例1) 1社が複数の市場で営業している場合…それぞれの市場分を計上

例2) 1社が複数の品目部門で営業している場合…それぞれの品目部門分を計上

2 開設者

県内卸売市場（水産物産地市場を除く。）の開設者の経営組織形態（表－６）を見ると、地方公共団体が開設している卸売市場は、中央卸売市場を含め7市場あり、その他に市が出資した第3セクター（準公設）による卸売市場が1市場ある。また、株式会社等が開設している民設民営の卸売市場が9市場あることから、公設・準公設卸売市場と民設民営の卸売市場はほぼ同数となっている。

表－６ 卸売市場開設者の経営組織形態(水産物産地市場を除く。) 平成26年3月末日現在

市場区分	区分	地方公共団体	第3セクター	株式会社	有限会社	合名会社	事業協同組合	農業協同組合	個人	計
青果・水産物・(花き)市場 (公設及び準公設地方卸売市場)	地方卸売市場 (公設1市場を含む)	4	1							5
	その他卸売市場	1		4	1					6
果	地方卸売市場			2					1	3
水産物	地方卸売市場									0
花き	地方卸売市場				1					1
計		7	1	6	2	0	0	0	1	17

3 卸売業者

(1) 取扱金額の規模別卸売業者数

県内卸売業者（水産物産地市場卸売業者を除く。）の平成25年度における年間取扱金額の規模別分類は、表-7のとおりである。

表-7 取扱金額の規模別卸売業者数(水産物産地市場卸売業者を除く。)平成26年3月末日現在

卸売業者区分 取扱金額	中央卸売市場			地方卸売市場			その他卸売市場	計
	青果	水産物	花き	青果	水産物	花き	青果	
5千万円未満								0
5千万円以上 1億円未満				1		1	1	3
1億円以上 2億円未満				2				2
2億円以上 3億円未満					1		1	2
3億円以上 5億円未満				2		1		3
5億円以上 7億円未満				2	1			3
7億円以上 10億円未満			1	1	1			3
10億円以上 15億円未満				2	1	1		4
15億円以上 20億円未満			1	1	1			3
20億円以上 50億円未満		1		1				2
50億円以上 100億円未満		2		1				3
100億円以上	2				1			3
計	2	3	2	13	6	3	2	31

注1) 卸売業者の事業年度は、その始期及び終期は同一ではないが、すべて25年度として計上した。

注2) 同一法人でも複数の市場の卸売業者である場合は、それぞれの市場の取扱金額で計上した。

注3) 東日本大震災の影響で営業を休止している富岡町公設地方卸売市場と浪江青果市場の分(青果2業者)は集計から除いた。

(2) 常時従業者数(常勤役員を含む。)規模別卸売業者数

県内卸売業者（水産物産地市場卸売業者を除く。）の常時従業者数（常勤役員を含む。）の規模別分類は表-8のとおりである。

表-8 常時従業者数規模別卸売業者数(水産物産地市場卸売業者を除く。)平成26年3月末日現在

卸売業者区分 従事者数	中央卸売市場			地方卸売市場			その他卸売市場	計
	青果	水産物	花き	青果	水産物	花き	青果	
9人以下				4	1	2	1	8
10人 ~30人		1	2	8	3	1	1	16
31人 ~50人		1		1	1			3
51人 ~70人	1							1
71人 ~100人	1				1			2
101人以上		1						1
計	2	3	2	13	6	3	2	31

注1) 同一法人でも複数の市場の卸売業者である場合は、それぞれの市場に従事している人数で計上した。

注2) 東日本大震災の影響で営業を休止している富岡町公設地方卸売市場と浪江青果市場の分(青果2業者)は集計から除いた。

4 取扱状況

(1) 品目別市場区分別取扱状況(平成25年度)

ア 青果物

市場区分	野菜		果実		その他		計		調査対象 卸売市場
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
中央卸売市場	15,053,705	56.5	12,373,043	69.6	473,899	40.9	27,900,647	61.2	2
地方卸売市場	11,379,832	42.7	5,271,686	29.6	667,085	57.6	17,318,603	38.0	10
その他卸売市場	219,840	0.8	137,600	0.8	18,000	1.6	375,440	0.8	2
計	26,653,377	100.0	17,782,329	100.0	1,158,984	100.0	45,594,690	100.0	14

注1) 各卸売業者の平成25年度実績による。(以下同じ)

注2) 品目の「その他」は、中央卸売市場と地方卸売市場では若干その内容が異なる。

注3) 構成比の和は四捨五入の都合で計に一致しない場合がある。

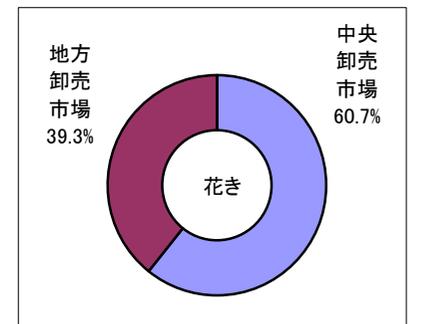
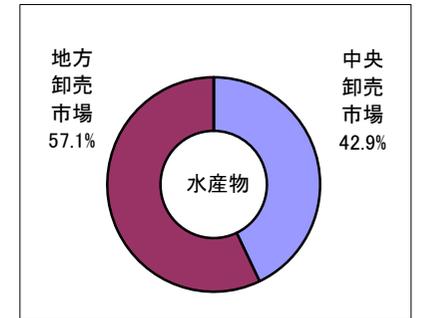
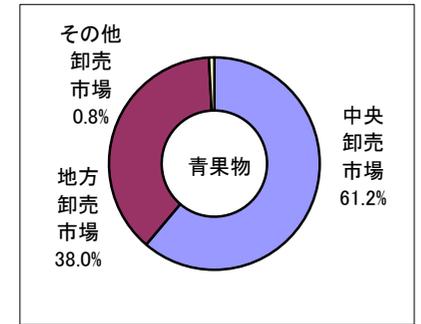
注4) 東日本大震災の影響で営業をしていない富岡町公設地方卸売市場、浪江青果市場は集計から除く。

イ 水産物(産地市場を除く。)

市場区分	鮮魚		冷凍		塩干加工		その他		計		調査対象 卸売市場
	金額 (千円)	構成比 (%)									
中央卸売市場	9,155,840	48.8	4,592,220	44.1	6,420,696	37.0	0	0.0	20,168,756	42.9	2
地方卸売市場	9,609,419	51.2	5,827,860	55.9	10,941,123	63.0	454,877	100.0	26,833,279	57.1	5
その他卸売市場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
計	18,765,259	100.0	10,420,080	100.0	17,361,819	100.0	454,877	100.0	47,002,035	100.0	7

ウ 花き

市場区分	切花		鉢物		花木その他		計		調査対象 卸売市場
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
中央卸売市場	2,002,464	56.5	287,463	85.8	192,581	93.5	2,482,508	60.7	2
地方卸売市場	1,543,881	43.5	47,722	14.2	13,479	6.5	1,605,082	39.3	3
その他卸売市場	—	—	—	—	—	—	—	—	0
計	3,546,345	100.0	335,185	100.0	206,060	100.0	4,087,590	100.0	5



(2) 集荷の形態別取扱状況 (平成25年度)

【金額ベース】

項目 品目・市場区分		合 計		委 託		買 付	
		金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
野 菜	中央卸売市場	15,053,705	100.0	9,728,983	64.6	5,324,722	35.4
	地方卸売市場	11,379,832	100.0	3,556,248	31.3	7,823,584	68.7
	その他卸売市場	219,840	100.0	47,940	21.8	171,900	78.2
	計	26,653,377	100.0	13,333,171	50.0	13,320,206	50.0
果 実	中央卸売市場	12,373,043	100.0	9,191,073	74.3	3,181,970	25.7
	地方卸売市場	5,271,686	100.0	1,369,750	26.0	3,901,936	74.0
	その他卸売市場	137,600	100.0	23,000	16.7	114,600	83.3
	計	17,782,329	100.0	10,583,823	59.5	7,198,506	40.5
鮮 魚	中央卸売市場	9,155,840	100.0	3,834,362	41.9	5,321,478	58.1
	地方卸売市場	9,609,419	100.0	360,249	3.7	9,249,170	96.3
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	18,765,259	100.0	4,194,611	22.4	14,570,648	77.6
冷 凍 魚	中央卸売市場	4,592,220	100.0	25,746	0.6	4,566,474	99.4
	地方卸売市場	5,827,860	100.0	0	0.0	5,827,860	100.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	10,420,080	100.0	25,746	0.2	10,394,334	99.8
塩 干 加 工 品	中央卸売市場	6,420,696	100.0	1,064,052	16.6	5,356,644	83.4
	地方卸売市場	10,941,123	100.0	5,000	0.0	10,936,123	100.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	17,361,819	100.0	1,069,052	6.2	16,292,767	93.8
花 き	中央卸売市場	2,482,508	100.0	2,312,345	93.1	170,163	6.9
	地方卸売市場	1,605,082	100.0	1,035,087	64.5	569,995	35.5
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	4,087,590	100.0	3,347,432	81.9	740,158	18.1

注1) 各卸売業者の平成25年度事業の実績による。

注2) 水産物に関する数量については、水産物産地市場を除く。

注3) 東日本大震災の影響で営業していない富岡町公設地方卸売市場、浪江青果市場は集計から除く。

集荷の形態別取扱状況（平成25年度）

【数量ベース】

項目 品目・市場区分		合 計		委 託		買 付	
		数 量 (t)	構成比 (%)	数 量 (t)	構成比 (%)	数 量 (t)	構成比 (%)
野 菜	中央卸売市場	78,701	100.0	49,839	63.3	28,862	36.7
	地方卸売市場	59,612	100.0	17,540	29.4	42,072	70.6
	その他卸売市場	804	100.0	320	39.8	484	60.2
	計	139,117	100.0	67,699	48.7	71,418	51.3
果 実	中央卸売市場	43,935	100.0	30,897	70.3	13,038	29.7
	地方卸売市場	20,181	100.0	5,503	27.3	14,678	72.7
	その他卸売市場	295	100.0	100	33.9	195	66.1
	計	64,411	100.0	36,500	56.7	27,911	43.3
鮮 魚	中央卸売市場	10,911	100.0	5,450	49.9	5,461	50.1
	地方卸売市場	15,503	100.0	667	4.3	14,836	95.7
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	26,414	100.0	6,117	23.2	20,297	76.8
冷 凍 魚	中央卸売市場	4,824	100.0	39	0.8	4,785	99.2
	地方卸売市場	11,803	100.0	0	0.0	11,803	100.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	16,627	100.0	39	0.2	16,588	99.8
塩 干 加 工 品	中央卸売市場	6,724	100.0	1,266	18.8	5,458	81.2
	地方卸売市場	25,157	100.0	7	0.0	25,150	100.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	31,881	100.0	1,273	4.0	30,608	96.0
花 き	中央卸売市場	—	—	—	—	—	—
	地方卸売市場	—	—	—	—	—	—
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—

注1) 各卸売業者の平成25年度事業の実績による。

注2) 水産物に関する数量については、水産物産地市場を除く。

注3) 東日本大震災の影響で営業していない富岡町設地方卸売市場、浪江青果市場は集計から除く。

(3) 集荷先 (県内、県外) 別集荷状況 (平成25年度)

【金額ベース】

項目 品目・市場区分		合 計		県 内		県 外	
		金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
野 菜	中央卸売市場	15,053,705	100.0	3,247,439	21.6	11,806,266	78.4
	地方卸売市場	11,379,832	100.0	3,852,069	33.8	7,527,763	66.2
	その他卸売市場	219,840	100.0	219,840	100.0	0	0.0
	計	26,653,377	100.0	7,319,348	27.5	19,334,029	72.5
果 実	中央卸売市場	12,373,043	100.0	2,802,354	22.6	9,570,689	77.4
	地方卸売市場	5,271,686	100.0	1,626,999	30.9	3,644,687	69.1
	その他卸売市場	137,600	100.0	137,600	100.0	0	0.0
	計	17,782,329	100.0	4,566,953	25.7	13,215,376	74.3
鮮 魚	中央卸売市場	9,155,840	100.0	825,094	9.0	8,330,746	91.0
	地方卸売市場	9,609,419	100.0	730,740	7.6	8,878,679	92.4
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	18,765,259	100.0	1,555,834	8.3	17,209,425	91.7
冷 凍 魚	中央卸売市場	4,592,220	100.0	778,521	17.0	3,813,699	83.0
	地方卸売市場	5,827,860	100.0	454,627	7.8	5,373,233	92.2
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	10,420,080	100.0	1,233,148	11.8	9,186,932	88.2
塩 干 加 工 品	中央卸売市場	6,420,696	100.0	734,991	11.4	5,685,705	88.6
	地方卸売市場	10,941,123	100.0	1,754,971	16.0	9,186,152	84.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	17,361,819	100.0	2,489,962	14.3	14,871,857	85.7
花 き	中央卸売市場	2,482,508	100.0	358,471	14.4	2,124,037	85.6
	地方卸売市場	1,605,082	100.0	520,135	32.4	1,084,947	67.6
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	4,087,590	100.0	878,606	21.5	3,208,984	78.5

注1) 各卸売業者の平成25年度事業の実績による。

注2) 水産物に関する数量については、水産物産地市場を除く。

注3) 東日本大震災の影響で営業していない富岡町公設地方卸売市場、浪江青果市場は集計から除く。

集荷先（県内、県外）別集荷状況（平成25年度）

【数量ベース】

項目 品目・市場区分		合 計		県 内		県 外	
		数 量 (t)	構成比 (%)	数 量 (t)	構成比 (%)	数 量 (t)	構成比 (%)
野 菜	中央卸売市場	78,701	100.0	11,664	14.8	67,037	85.2
	地方卸売市場	59,612	100.0	—	—	—	—
	その他卸売市場	804	100.0	—	—	—	—
	計	139,117	100.0	11,664	—	67,037	—
果 実	中央卸売市場	43,935	100.0	7,940	18.1	35,995	81.9
	地方卸売市場	20,181	100.0	—	—	—	—
	その他卸売市場	295	100.0	—	—	—	—
	計	64,411	100.0	7,940	—	35,995	—
鮮 魚	中央卸売市場	10,911	100.0	981	9.0	9,930	91.0
	地方卸売市場	15,503	100.0	—	—	—	—
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	26,414	100.0	981	—	9,930	—
冷 凍 魚	中央卸売市場	4,824	100.0	773	16.0	4,051	84.0
	地方卸売市場	11,803	100.0	—	—	—	—
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	16,627	100.0	773	—	4,051	—
塩 干 加 工 品	中央卸売市場	6,724	100.0	715	10.6	6,009	89.4
	地方卸売市場	25,157	100.0	—	—	—	—
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	31,881	100.0	715	—	6,009	—
花 き	中央卸売市場	—	—	—	—	—	—
	地方卸売市場	—	—	—	—	—	—
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—

注1) 各卸売業者の平成25年度事業の実績による。

注2) 水産物に関する数量については、水産物産地市場を除く。

注3) 東日本大震災の影響で営業していない富岡町公設地方卸売市場、浪江青果市場は集計から除く。

(4) 販売の形態別取扱状況 (平成25年度)

【金額ベース】

項目 品目・市場区分		合 計		せり入札売		相対・定価売	
		金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
野 菜	中央卸売市場	15,053,705	100.0	946,234	6.3	14,107,471	93.7
	地方卸売市場	11,379,832	100.0	1,700,509	14.9	9,679,323	85.1
	その他卸売市場	219,840	100.0	47,940	21.8	171,900	78.2
	計	26,653,377	100.0	2,694,683	10.1	23,958,694	89.9
果 実	中央卸売市場	12,373,043	100.0	427,414	3.5	11,945,629	96.5
	地方卸売市場	5,271,686	100.0	326,339	6.2	4,945,347	93.8
	その他卸売市場	137,600	100.0	23,000	16.7	114,600	83.3
	計	17,782,329	100.0	776,753	4.4	17,005,576	95.6
鮮 魚	中央卸売市場	9,155,840	100.0	4,128,198	45.1	5,027,642	54.9
	地方卸売市場	9,609,419	100.0	437,596	4.6	9,171,823	95.4
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	18,765,259	100.0	4,565,794	24.3	14,199,465	75.7
冷 凍 魚	中央卸売市場	4,592,220	100.0	592	0.0	4,591,628	100.0
	地方卸売市場	5,827,860	100.0	0	0.0	5,827,860	100.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	10,420,080	100.0	592	0.0	10,419,488	100.0
塩 干 加 工 品	中央卸売市場	6,420,696	100.0	1,274	0.0	6,419,422	100.0
	地方卸売市場	10,941,123	100.0	0	0.0	10,941,123	100.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	17,361,819	100.0	1,274	0.0	17,360,545	100.0
花 き	中央卸売市場	2,482,508	100.0	1,814,310	73.1	668,198	26.9
	地方卸売市場	1,605,082	100.0	689,451	43.0	915,631	57.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	4,087,590	100.0	2,503,761	61.3	1,583,829	38.7

注1) 各卸売業者の平成25年度事業の実績による。

注2) 水産物に関する数量については、水産物産地市場を除く。

注3) 東日本大震災の影響で営業していない富岡町公設地方卸売市場、浪江青果市場は集計から除く。

販売の形態別取扱状況（平成25年度）

【数量ベース】

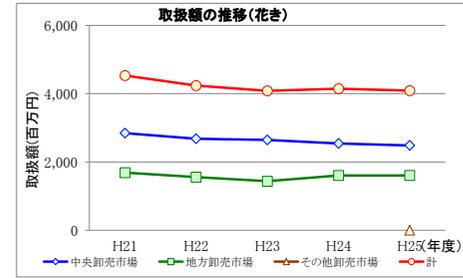
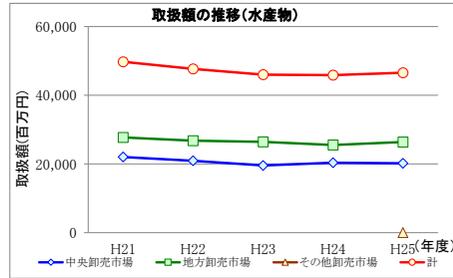
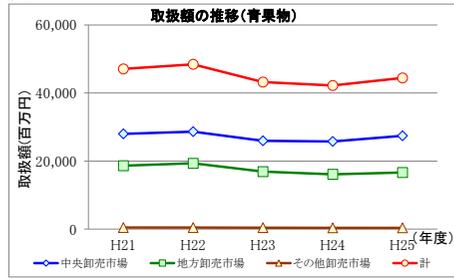
項目 品目・市場区分		合計		せり入札売		相対・定価売	
		数量 (t)	構成比 (%)	数量 (t)	構成比 (%)	数量 (t)	構成比 (%)
野菜	中央卸売市場	78,701	100.0	5,022	6.4	73,679	93.6
	地方卸売市場	59,612	100.0	11,560	19.4	48,052	80.6
	その他卸売市場	804	100.0	320	39.8	484	60.2
計		139,117	100.0	16,902	12.1	122,215	87.9
果実	中央卸売市場	43,935	100.0	1,906	4.3	42,029	95.7
	地方卸売市場	20,181	100.0	1,540	7.6	18,641	92.4
	その他卸売市場	295	100.0	100	33.9	195	66.1
計		64,411	100.0	3,546	5.5	60,865	94.5
鮮魚	中央卸売市場	10,911	100.0	5,125	47.0	5,786	53.0
	地方卸売市場	15,503	100.0	567	3.7	14,936	96.3
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
計		26,414	100.0	5,692	21.5	20,722	78.5
冷凍魚	中央卸売市場	4,824	100.0	0	0.0	4,824	100.0
	地方卸売市場	11,803	100.0	0	0.0	11,803	100.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
計		16,627	100.0	0	0.0	16,627	100.0
加工品	中央卸売市場	6,724	100.0	1	0.0	6,723	100.0
	地方卸売市場	25,157	100.0	0	0.0	25,157	100.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
計		31,881	100.0	1	0.0	31,880	100.0
花き	中央卸売市場	—	—	—	—	—	—
	地方卸売市場	—	—	—	—	—	—
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
計		—	—	—	—	—	—

注1) 各卸売業者の平成25年度事業の実績による。

注2) 水産物に関する数量については、水産物産地市場を除く。

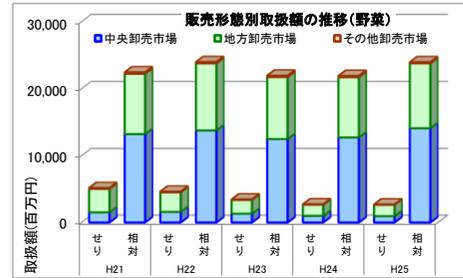
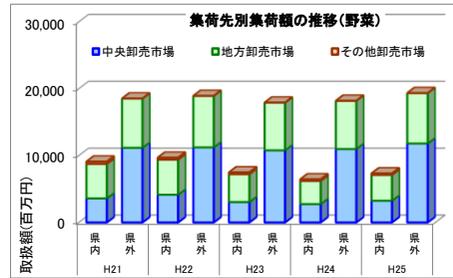
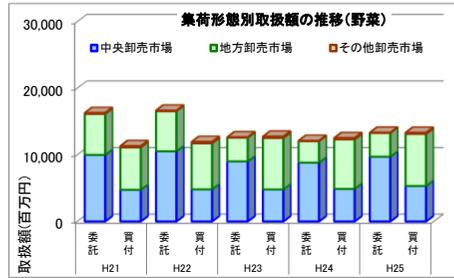
注3) 東日本大震災の影響で営業していない富岡町設地方卸売市場、浪江青果市場は集計から除く。

1 取扱額の推移

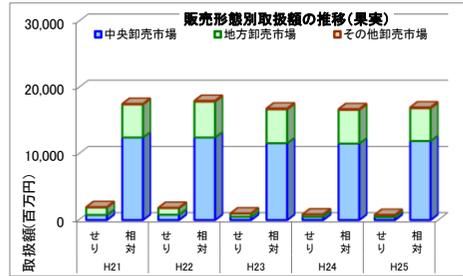
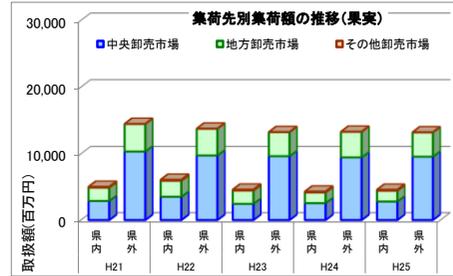
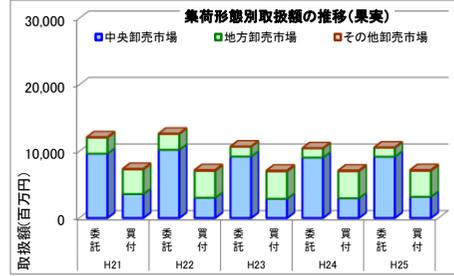


2 集荷形態、集荷先、販売形態別取扱額の推移

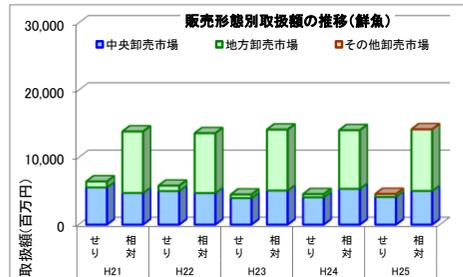
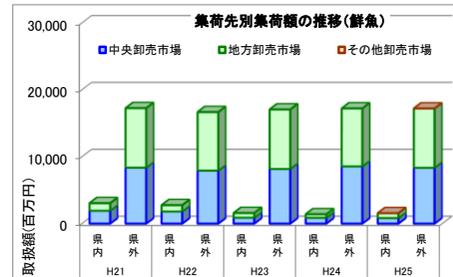
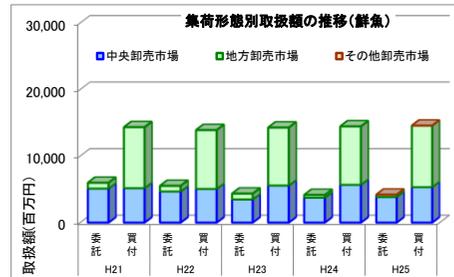
(1) 野菜



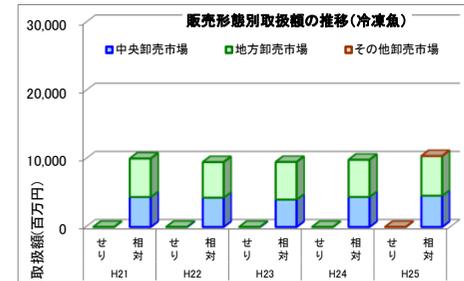
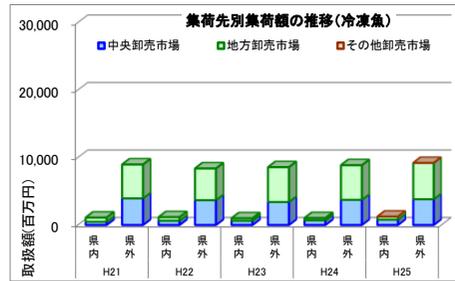
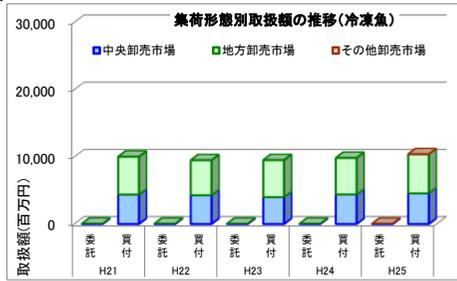
(2) 果実



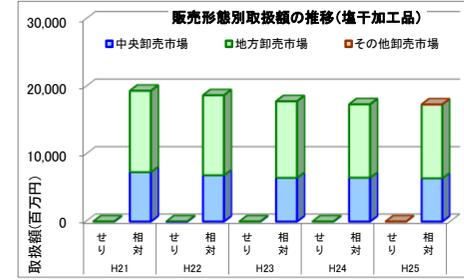
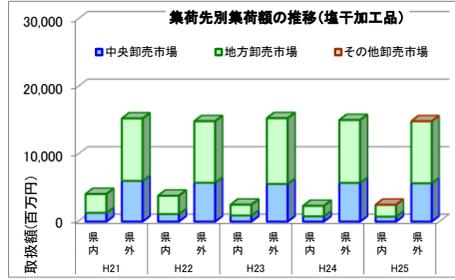
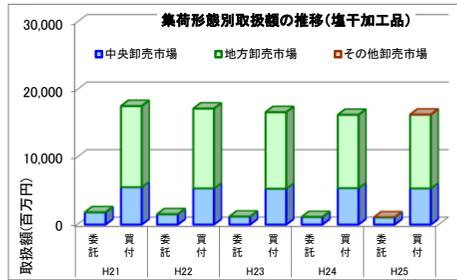
(3) 鮮魚



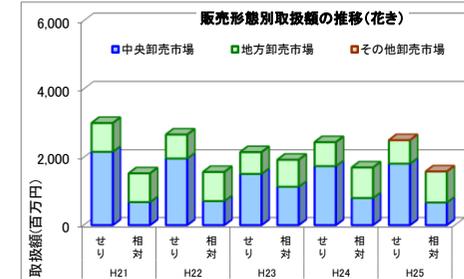
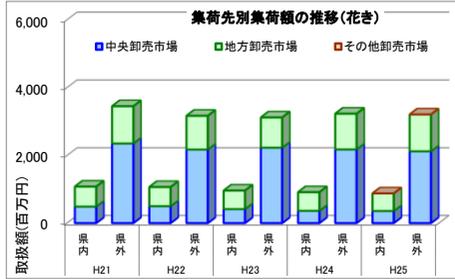
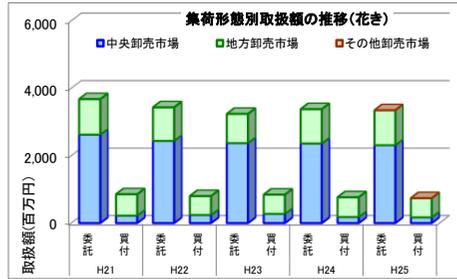
(4) 冷凍魚



(5) 塩干加工品



(6) 花き



5 県内卸売市場一覧

(1)中央卸売市場の概要

市場名 (開設者名)	所在地	卸売業者の組織・名称 及び代表者の役職氏名	(市外局番) 電話番号 FAX番号	事業年度	販売開始時刻	資本金等 (万円) 従事者数 (人)	施設規模(m ²)			買受人(人)	仲卸業者(社)
							用地	卸売場	駐車場		
福島市中央卸売市場 (福島市)	(〒960-0113) 福島市北矢野目 字樋越1		(024) 553-1213		青果部 7:00 水産物部 6:20 花き部 9:00		112,000	16,478	42,534	443	青果部 11社 水産物部 3社 花き部 2社
		福島中央青果卸売(株) 代表取締役社長 眞柴 三次	(024) 554-1265 554-1421	4月1日 ～ 3月31日		9,000 69				189	
		(株)福島丸公 代表取締役社長 石本 剛	(024) 553-1111 553-7442	4月1日 ～ 3月31日		4,875 184				117	
		(株)福島花き 代表取締役社長 橋本 栄市	(024) 554-1001 554-1331	4月1日 ～ 3月31日		4,000 19				137	
いわき市中央卸売市場 (いわき市)	(〒971-8139) いわき市鹿島町鹿島1		(0246) 29-6200 29-6204		青果部 7:00 水産物部 6:00 花き部 10:00 (せり売)		209,045	11,932	31,968	483	青果部 5社 水産物部 5社 花き部 1社
		(株)平果 代表取締役社長 小松 一平	(0246) 29-6211 29-6220	4月1日 ～ 3月31日		8,000 74				166	
		いわき魚類(株) 代表取締役社長 山野辺 庄三	(0246) 29-6565 29-6961	4月1日 ～ 3月31日		8,000 46				203	
		(株)いわき中水 代表取締役社長 小沼 幸誠	(0246) 29-6265 29-6673	4月1日 ～ 3月31日		8,800 22					
		(株)いわき中央生花 代表取締役 會田 清	(0246) 28-2540 28-2543	4月1日 ～ 3月31日		2,500 11				114	

注) (株)=株式会社 (有)=有限会社 [地]=地方卸売市場

(2) 地方卸売市場の概要

<区分:総合市場>

市場名 (開設者名)	所在地	卸売業者の組織・名称 及び代表者の役職氏名	(市外局番) 電話番号 FAX番号	事業年度	販売開始時刻	資本金等 (万円) 従事者数 (人)	施設規模(m ²)			買受人(人)	仲卸業者(社)
							用地	卸売場	駐車場		
郡山市総合[地] (郡山市)	(〒963-0201) 郡山市大槻町 字向原114		(024) 961-1140 961-1124		青果部 7:00 水産物部 6:00 花き部 9:00		196,442	12,919	37,882	895	青果部 6社 水産物部 6社 花き部 1社
		(株)マルケイ青果市場 代表取締役社長 草野 哲郎	(024) 966-0710 966-0717	4月1日 ～ 3月31日		3,000 17					
		(株)山一中央青果卸売 市場 代表取締役 岩崎 学	(024) 966-0808 966-0809	2月1日 ～ 1月31日		4,000 14					
		株郡山大新青果 代表取締役社長 過足 満雄	(024) 966-0700 966-0747	4月1日 ～ 3月31日		2,048 24					
		(株)郡山水産 代表取締役社長 遠藤 喜志雄	(024) 966-0123 966-0150	4月1日 ～ 3月31日		8,400 89					
		郡山花き(株) 代表取締役社長 菅野 栄一	(024) 966-0818 966-0844	2月1日 ～ 1月31日		4,000 8					
白河市公設[地] (白河市)	(〒961-0076) 白河市五番町川原 25-1		(0248) 27-0226		青果部 7:10 水産部 5:00		11,257	2,025	1,428	207	青果部 1社
		白河青果(株) 代表取締役社長 菊池 俊一郎	(0248) 27-2600 27-2604	4月1日 ～ 3月31日		3,000 9					
		丸水白河魚市場(株) 代表取締役社長 菊池 俊一郎	(0248) 22-4100 22-4105	4月1日 ～ 3月31日		2,700 14					
会津若松市公設[地] (会津若松市)	(〒965-0006) 会津若松市一箕町大字 鶴賀字船ヶ森東470		(0242) 25-1171 25-1172		青果部 5:30 水産部 5:30 花き部 6:00		122,000	5,730	14,261	479	青果部 4社 水産物部 4社 花き部 1社
		丸果会津青果(株) 代表取締役社長 佐藤 洋一	(0242) 25-1234 25-1230	4月1日 ～ 3月31日		4,990 45					
		山平会津若松青果(株) 代表取締役社長 片平 忠秀	(0242) 25-2111 25-1711	4月1日 ～ 3月31日		7,000 16					

市場名 (開設者名)	所在地	卸売業者の組織・名称 及び代表者の役職氏名	(市外局番) 電話番号 FAX番号	事業年度	販売開始時刻	資本金等 (万円) 従事者数 (人)	施設規模 (㎡)			買受人(人)	仲卸業者(社)
							用地	卸売場	駐車場		
		(株)会津丸水 代表取締役社長 川島 慧介	(0242) 25-1155 25-1140	4月1日 ～ 3月31日		3,000 21					
		(株)あいづ園芸 代表取締役社長 笹川 博司	(0242) 25-3699 25-4441	4月1日 ～ 3月31日		1,000 6					
		(株)若松魚類 代表取締役 上野 憲一	(0242) 37-0220	4月1日 ～ 3月31日		3,000 21					
二本松市公設[地] (二本松市)	(〒964-0874) 二本松市中里67の1		(0243) 55-5116		6:00		7,984	842	2,100	90	
		松印二本松青果(株) (青果部) 代表取締役 伊東 憲市	(0243) 23-3300 23-3302	4月1日 ～ 3月31日		2,000 11					
		" (水産物部) "	"	"		" "					
相馬総合[地] (相馬総合卸売市場(株))	(〒979-2522) 相馬市日下石字鬼越迫 101		(0244) 36-4111 36-1118		青果部 7:30 水産物部 7:00		18,185	1,152	7,300	118	水産物部 2社
		(株)相馬青果 代表取締役 寺島英雄	(0244) 35-3510 36-8964	4月1日 ～ 3月31日		2,400 2					
		相馬魚類(株) 代表取締役 加藤 邦喜	(0244) 35-1181 35-1180	4月1日 ～ 3月31日		5,000 6					

<区分:青果市場>

市場名 (開設者名)	所在地	卸売業者の組織・名称 及び代表者の役職氏名	(市外局番) 電話番号 FAX番号	事業年度	販売開始時刻	資本金等 (万円) 従事者数 (人)	施設規模 (㎡)			買受人(人)	仲卸業者(社)
							用地	卸売場	駐車場		
[地]榊本宮丸上青果 市場 (卸売業者に同じ)	(〒969-1128) 本宮市本宮字館町 180-3	榊本宮丸上青果市場 代表取締役 平 勝三郎	(0243) 33-2071 34-1781	10月1日 ～ 9月30日	8:00	1,000 5	1,059	341	530	34	
榊伏黒青果[地] (卸売業者に同じ)	(〒960-0501) 伊達市伏黒字観音前2	榊伏黒青果[地] 代表取締役 渡邊 博	(024) 583-2334 551-2702	4月1日 ～ 3月31日	9:00	660 2	1,202	406	701	40	

市場名 (開設者名)	所在地	卸売業者の組織・名称 及び代表者の役職氏名	(市外局番) 電話番号 FAX番号	事業年度	販売開始時刻	資本金等 (万円) 従事者数 (人)	施設規模(m ²)			買受人(人)	仲卸業者(社)
							用地	卸売場	駐車場		
[地]東印郡山青果(株) (卸売業者に同じ)	(〒963-8071) 郡山市富久山町久保田 字太郎殿前2	東印郡山青果(株) 代表取締役 大河原 宏之	(024) 944-1570 944-8080	4月1日 ～ 3月31日	7:00	2,400 20	6,798	2,041	3,408	350	
[地]榎勿来中央青果[地] (卸売業者に同じ)	(〒974-8232) いわき市錦町ウツギザキ 8-1	榎勿来中央青果[地] 代表取締役 小松 一生	(0246) 63-6111 63-6112	4月1日 ～ 3月31日	5:00	2,000 9	2,381	616	1,491	36	
[地]榎原町中央青果 市場 (卸売業者に同じ)	(〒975-0026) 南相馬市原町区上高平 字川原513	榎原町中央青果市場 代表取締役社長 小林 光吉	(0244) 22-6144 23-2701	3月1日 ～ 2月28日	7:30	2,000 7	5,544	1,346	2,270	68	2社
富岡町公設[地] (富岡町)	(〒979-1112) 双葉郡富岡町中央2丁目 15		(0240) 22-2111 22-0899		7:00		3,330	340	2,055	59	
		富岡青果株 代表取締役 林 芳典	(0240) 22-2053 22-6588	3月1日 ～ 2月28日		1,000 3					

<区分:花き市場>

市場名 (開設者名)	所在地	卸売業者の組織・名称 及び代表者の役職氏名	(市外局番) 電話番号 FAX番号	事業年度	販売開始時刻	資本金等 (万円) 従事者数 (人)	施設規模(m ²)			買受人(人)	仲卸業者(社)
							用地	卸売場	駐車場		
[地]榎福島花卉園芸 市場 (卸売業者に同じ)	(〒975-0042) 南相馬市原町区雫 字上江80	榎福島花卉園芸市場 代表取締役 戸浪 智之	(0244) 24-1166 24-1167	4月1日 ～ 3月31日	10:00	300 4	1,500	331	1,000	77	

<区分:水産物産地市場>

市場名 (開設者名)	所在地	卸売業者の組織・名称 及び代表者の役職氏名	(市外局番) 電話番号 FAX番号	事業年度	販売開始時刻	資本金等 (万円) 従事者数 (人)	施設規模(m ²)			買受人(人)	仲卸業者(社)
							用地	卸売場	駐車場		
いわき市[地] (いわき市)	(〒971-8101) いわき市小名浜 字栄町5 字栄町81 字栄町85 字辰巳町40	小名浜機船底曳網漁業協 同組合 代表理事組合長 野崎 哲	(0246) 22-7487 22-7589	4月1日 ～ 3月31日	5:00	19,350 7	22,287	3,199	2,330	43	
			(0246) 54-6121 54-6123								
中之作[地] (卸売業者に同じ)	(〒970-0313) いわき市中之作字 勝見ヶ浦51	中之作漁業協同組合 代表理事組合長 吉田 喜	(0246) 55-7111 55-7714	4月1日 ～ 3月31日		98,770 2	4,348	2,195	-	12	
			(0246) 32-2424 32-3152								
いわき市漁業協同組合 四倉[地] (卸売業者に同じ)	(〒979-0201) いわき市四倉町字 五丁目218	いわき市漁業協同組合 代表理事組合長 矢吹 正一	(0246) 32-2424 32-3152	4月1日 ～ 3月31日		34,577 20	4,500	2,023	-	14	
			(0246) 82-3111 82-3124								
いわき市漁業協同組合 久之浜[地] (卸売業者に同じ)	(〒979-0333) いわき市久之浜町 久之浜字館ノ山9	いわき市漁業協同組合 代表理事組合長 矢吹 正一	(0246) 82-3111 82-3124	4月1日 ～ 3月31日		34,577 18	2,420	913	-	50	
			(0240) 34-4121 35-2333								
相馬双葉漁業協同組 合請戸[地] (卸売業者に同じ)	(〒979-1522) 双葉郡浪江町大字請戸 字中島3番地先	相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長 南部 房幸	(0240) 34-4121 35-2333	4月1日 ～ 3月31日		89,454 71	3,562	1,100	-	57	
			(0244) 38-8301 38-8335								
相馬双葉漁業協同組 合相馬原釜[地] (卸売業者に同じ)	(〒976-0022) 相馬市尾浜字追川196	相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長 南部 房幸	(0244) 38-8301 38-8335	4月1日 ～ 3月31日		89,454 33	850,370	5,025	-	53	

(3)その他卸売市場の概要

<区分:青果市場>

市場名 (開設者名)	所在地	卸売業者の組織・名称 及び代表者の役職氏名	(市外局番) 電話番号 FAX番号	事業年度	販売開始時刻	資本金等 (万円) 従事者数 (人)	施設規模(m ²)			買受人(人)	仲卸業者(社)
							用地	卸売場	駐車場		
榑保原青果市場 (卸売業者に同じ)	(〒960-0652) 伊達市保原町字西町200	榑保原青果市場 代表取締役 佐藤 孝司	(024) 576-2481 575-3550	4月1日 ～ 3月31日	9:00	1,000 2	1,611	315	1,109	20	
			(0246) 65-6405 65-5993								
榑勿来食品青果市場 (卸売業者に同じ)	(〒979-0141) いわき市勿来町 窪田酒井原1の2	榑勿来食品青果市場 代表取締役 松浦 公一	(0246) 65-6405 65-5993	1月1日 ～ 12月31日	6:30	1,000 9	24,289	155	2,124	43	
			(0240) 34-3516								
浪江青果市場 (卸売業者に同じ)	(〒979-1532) 双葉郡浪江町大字樋渡 字内田56-1	志賀 秋夫	(0240) 34-3516	1月1日 ～ 12月31日	8:00	- 2	990	243	411	28	

<区分:水産物産地市場>

市場名 (開設者名)	所在地	卸売業者の組織・名称 及び代表者の役職氏名	(市外局番) 電話番号 FAX番号	事業年度	販売開始時刻	資本金等 (万円)	施設規模(m ²)			買受人(人)	仲卸業者(社)
						従事者数 (人)	用地	卸売場	駐車場		
いわき市漁業協同組合 勿来支所魚市場 (卸売業者に同じ)	(〒979-0147) いわき市勿来町九面二 後浦27-1	いわき市漁業協同組合 代表理事組合長 吉田 勝男	(0246) 65-3131 65-4564	4月1日 ～ 3月31日	10:00	34,577	1,221	292	-	25	
						20					
いわき市漁業協同組合 沼之内支所魚市場 (卸売業者に同じ)	(〒970-0222) いわき市平沼之内字 浜街186	いわき市漁業協同組合 代表理事組合長 吉田 勝男	(0246) 39-3206 39-3825	4月1日 ～ 3月31日	7:00	34,577	1,723	291	-	46	
						20					
相馬双葉漁業協同組 合富熊支所魚市場 (卸売業者に同じ)	(〒979-1121) 双葉郡富岡町大字仏浜 字釜田619	相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長 南部 房幸	(0240) 22-5858 22-5739	4月1日 ～ 3月31日	8:30	89,454	945	238	-	11	
						71					
相馬双葉漁業協同組 合鹿島支所魚市場 (卸売業者に同じ)	(〒979-2323) 南相馬市鹿島区 鳥崎字牛島355	相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長 南部 房幸	(0244) 46-4351 46-4377	4月1日 ～ 3月31日	10:30	89,454	489	292	-	36	
						71					
相馬双葉漁業協同組 合磯部支所魚市場 (卸売業者に同じ)	(〒979-2501) 相馬市磯部字大洲38-3	相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長 南部 房幸	(0244) 33-5111 33-5113	4月1日 ～ 3月31日	8:30	89,454	195	195	-	14	
						71					
相馬双葉漁業協同組 合新地支所魚市場 (卸売業者に同じ)	(〒979-2702) 相馬郡新地町谷地小屋 字浜畑76	相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長 南部 房幸	(0244) 62-3111 62-3113	4月1日 ～ 3月31日	13:00	89,454	486	207	-	16	
						71					

注1) 福島市中央卸売市場は平成26年4月から公設地方卸売市場に移行している。

注2) 本表は、平成26年度実施の「卸売市場実態調査(平成25年度)」による。

注3) 水産物産地市場は開場していないため、平成22年2月現在、事業年度以下の欄は、平成21年度実施の「卸売市場実態調査(平成20年度)」の数字による。

IV そ の 他

1 卸売市場に対する行政措置概要

- 昭和 25. 8. 30 「福島県魚市場条例」制定（県条例第 69 号）
- 〃 39. 7. 30 「福島県青果物市場条例」制定（県条例第 100 号）
- 〃 41. 8. 1 いわき市地方卸売市場小名浜魚市場開場（県内初の公設産地市場）
- 〃 43. 5. 2 卸売市場近代化資金制度の創設（農林漁業金融公庫法の一部改正）
- 〃 44. 3. 10 白河市地方卸売市場開場（青果部）（県内初の公設消費地市場）
- 〃 45. 4. 1 郡山市地方卸売市場開場（青果、水産）
- 〃 46. 4. 3 「卸売市場法」制定（法律第 35 号）（地方卸売市場に関する規定を除き 46. 7. 1 施行）
- 〃 46. 6. 30 「卸売市場法施行令」制定（制令第 221 号）
- 〃 46. 11. 30 農林省「卸売市場整備基本方針（第 1 次）」公表
- 〃 46. 12. 20 「福島県卸売市場条例」制定（県条例第 68 号）
- 〃 46. 12. 24 「福島県魚市場条例」及び「福島県青果物市場条例」廃止
- 〃 46. 12. 24 「福島県卸売市場条例施行規則」制定（県規則第 86 号）
「福島県魚市場条例施行規則」及び「福島県青果物市場条例施行規則」廃止
- 〃 47. 1. 1 「卸売市場法」施行（地方卸売市場に関する規定の部分）
- 〃 47. 1. 31 農林省「中央卸売市場整備計画（第 1 次）」公表
- 〃 47. 8. 8 「福島県卸売市場整備計画（第 1 次）」公表
- 〃 47. 10. 1 福島市中央卸売市場開場（県内初の中央卸売市場、11 月 1 日業務開始）
- 〃 48. 4. 12 「卸売市場法施行令の一部を改正する政令」の公布（施行昭和 49 年 4 月 1 日）及び「卸売市場法施行規則の一部を改正する省令」の公布（同日施行）により、卸売市場に花き部が新たに追加された。
- 〃 49. 2. 19 「福島県卸売市場整備計画（花き）」公表
- 〃 49. 3. 26 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第 25 号）公布により、花き部が新たに追加された。（施行昭和 49 年 4 月 1 日）
- 〃 49. 3. 29 福島県卸売市場条例施行規則改正（花き部追加）
- 〃 49. 5. 7 白河市公設地方卸売市場に水産物部が追加設置された。（名称も白河市地方卸売市場から白河市公設地方卸売市場となった。）
- 〃 50. 3. 17 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第 20 号）及び福島県卸売市場条例施行規則の一部改正（県規則第 8 号）により、仲卸業者に関する規定が設けられた。
- 〃 50. 9. 30 会津若松市公設地方卸売市場開場（10 月 6 日業務開始）
- 〃 50. 11. 11 農林省「卸売市場整備基本方針（第 2 次）」公表
- 〃 51. 4. 1 農林省「中央卸売市場整備計画（第 2 次）」公表
- 〃 51. 9. 24 「福島県卸売市場整備計画（第 2 次）」公表
- 〃 51. 10. 22 富岡町営地方卸売市場開場（11 月 1 日業務開始）
- 〃 52. 4. 1 「卸売市場法施行規則の一部を改正する省令」の施行（冷凍鯨肉を特定物品から除外）
- 〃 52. 8. 27 いわき市中央卸売市場開場（業務開始は 9 月 12 日）（県内 2 番目の中央卸売市場）

- 昭和 54. 3. 30 二本松市公設地方卸売市場開場（4月2日業務開始）
- 〃 55. 12. 8 農林水産省「卸売市場整備基本方針（第3次）」公表
- 〃 56. 4. 1 農林水産省「中央卸売市場整備計画（第3次）」公表
- 〃 56. 9. 22 「福島県卸売市場整備計画（第3次）」公表
- 〃 57. 3. 23 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第22号）の公布により、開設許可等申請手数料が改正された。（施行期日は昭和57年4月1日）
- 〃 58. 3. 18 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第14号）の公布により、卸売市場開設等の許可及び登録の有効期間（5年）が廃止されることとなったことに伴い、関係条文の整備が図られた。（施行期日は昭和58年4月1日）
- 〃 58. 3. 18 「福島県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則」（県規則第17号）の公布により、卸売市場開設等の許可及び登録の有効期間に係る関係条文等並びに卸売市場開設等の申請、届出及び報告に係る申請書等の提出部数、様式等の整備が図られた。（施行期日は昭和58年4月1日）
- 〃 61. 2. 17 農林水産省「卸売市場整備基本方針（第4次）」公表
- 〃 61. 4. 2 農林水産省「中央卸売市場整備計画（第4次）」公表
- 〃 61. 11. 25 「福島県卸売市場整備計画（第4次）」公表
- 〃 62. 12. 7 いわき市中央卸売市場花き部の卸売業務許可（同日業務開始）
- 平成 3. 4. 3 農林水産省「卸売市場整備基本方針（第5次）」公表
- 〃 3. 5. 1 農林水産省「中央卸売市場整備計画（第5次）」公表
- 〃 3. 11. 26 「福島県卸売市場整備計画（第5次）」公表
- 〃 4. 3. 24 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第42号）の公布により、命令違反に対する罰則規定及び罰金の額が改正された。（施行期日は平成4年5月1日）
- 〃 5. 3. 23 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第23号）の公布により、開設許可等申請手数料の一部が改正された。（施行期日は平成5年4月1日）
- 〃 5. 8. 25 相馬総合地方卸売市場開場（9月3日業務開始）（県内初の準公設地方卸売市場）
- 〃 7. 10. 13 「福島県行政手続条例」（県条例第55号）の公布により、「福島県卸売市場条例」について聴聞に関する規定が一部改正された。（施行期日は平成8年4月1日）
- 〃 8. 3. 25 農林水産省「卸売市場整備基本方針（第6次）」公表
- 〃 8. 3. 25 農林水産省「中央卸売市場整備計画（第6次）」公表
- 〃 8. 6. 1 会津若松市公設地方卸売市場花き部の卸売業務許可（6月3日業務開始）（県内初の青果、水産物、花きを取扱う公設地方卸売市場となった。）
- 〃 8. 12. 13 「福島県卸売市場整備計画（第6次）」公表
- 〃 9. 3. 25 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第31号）の公布により、開設許可等申請手数料の一部が改正された。（施行期日は平成9年4月1日）
- 〃 11. 7. 16 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、卸売市場法の一部改正が行われた。
- 〃 11. 7. 26 卸売業務及び仲卸業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な売買取引の確保、卸売市場の再編の円滑化等のための措置を講ずるため、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の

一部を改正する法律」が公布・施行された。（一部の規定は、平成11年10月1日あるいは平成12年4月1日に施行）

- 平成 11. 7. 26 「卸売市場法施行令」の一部改正公布
- 〃 11. 7. 26 「卸売市場法施行規則」の一部改正（第1次）公布
- 〃 11. 8. 31 「卸売市場法施行規則」の一部改正（第2次）公布
- 〃 11. 9. 30 農林水産省「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」の一部改正を公表
- 〃 11. 11. 12 「卸売市場法施行規則」の一部改正（第3次）公布
- 〃 11. 12. 8 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」に関連し、「卸売市場法施行規則」の一部改正が公布された。
- 〃 11. 12. 24 卸売市場法の改正に対応し、売買取引の方法等について「福島県卸売市場条例」の一部改正（県条例第71号）が公布・施行された。（一部の規定は、平成12年4月1日に施行）
- 〃 11. 12. 24 「福島県卸売市場整備計画（第6次）」の一部改正を公表
- 〃 12. 12. 22 商法等に会社分割の規定が導入されたことに対応して「福島県卸売市場条例」の一部改正（県条例第203号）が公布された。（平成13年4月1日施行）
- 〃 13. 2. 27 「福島県卸売市場条例施行規則」の一部改正が公布・施行された。（一部の規定は、平成13年4月1日に施行）
- 〃 13. 3. 30 農林水産省「卸売市場整備基本方針（第7次）」公表
- 〃 13. 3. 30 農林水産省「中央卸売市場整備計画（第7次）」公表
- 〃 13. 11. 30 「福島県卸売市場整備計画（第7次）」公表
- 〃 13. 12. 6 農林水産省「中央卸売市場整備計画」の一部改正を公表（牛海綿状脳症発生への対応）
- 〃 14. 2. 8 「日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」の改正に関連し、「卸売市場法」及び「卸売市場法施行令」の一部改正が公布・施行された。
- 〃 14. 4. 1 郡山市総合地方卸売市場開場（移転新設）
- 〃 15. 4. 1 福島市中央卸売市場花き部設置（4月14日業務開始）
- 〃 16. 6. 9 卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講ずるため、「卸売市場法の一部を改正する法律」が公布・施行された。
- 〃 16. 6. 9 「卸売市場法施行令」の一部改正が公布・施行された。
- 〃 16. 6. 9 「卸売市場法施行規則」の一部改正公布・施行された。
- 〃 16. 10. 1 農林水産省「卸売市場整備基本方針（第8次）」公表
- 〃 17. 3. 25 卸売市場法の改正に対応し、卸売市場における取引規制の緩和、適正な品質管理の推進等の措置を講ずるため、「福島県卸売市場条例」（県条例第47号）及び「福島県卸売市場条例施行規則」（県規則第39号）の一部改正が公布された。（平成17年4月1日施行 ただし、委託手数料に関する事項については平成21年4月1日施行）
- 〃 17. 3. 31 農林水産省「中央卸売市場整備計画（第8次）」公表
- 〃 17. 7. 26 「会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、卸売市場法の一部改正が行なわれた。
- 〃 17. 11. 18 「福島県卸売市場整備計画（第8次）」公表

- 平成 17. 12. 14 「会社法施行令」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令」が公布
- 〃 18. 3. 29 会社法施行期日を定める政令により、施行日が平成 18 年 5 月 1 日となる。
- 〃 18. 5. 1 会社法施行時にあわせ、平成 18 年 5 月 1 日、福島県卸売市場条例施行規則の一部改正を行なった。
- 〃 18. 7. 11 平成 18 年 5 月 1 日より会社法が施行されたことに対応し、福島県卸売市場条例の一部を改正する条例が、平成 18 年 7 月 11 日公布・施行された。
- 〃 23. 3. 31 農林水産省「卸売市場整備基本方針（第 9 次）」公表
- 〃 23. 3. 31 農林水産省「中央卸売市場整備計画（第 9 次）」公表
- 〃 23. 6. 30 「卸売市場法」等の一部改正
- 〃 23. 9. 31 「卸売市場法施行規則」の一部改正
- 〃 24. 3. 30 「中央卸売市場整備計画（第 9 次）」の一部改正
- 〃 25. 3. 11 福島市中央卸売市場の地方卸売市場への転換について許可。施行日は平成 26 年 4 月 1 日
- 〃 26. 4. 1 福島市公設地方卸売市場開場（中央から地方への転換）
- 〃 27. 3. 25 いわき市地方卸売市場小名浜魚市場（水産物産地市場）閉場
- 〃 27. 3. 26 福島県漁業協同組合連合会地方卸売市場小名浜魚市場（水産物産地市場）開場（新設）
（開設者が福島県漁業協同組合連合会となり、場所も若干移動したので、譲渡ではなく、新市場として開設許可）

2 補助事業の実績(消費地市場)

項目 整備年度	事業実施主体(市場の名称)	総事業費	左の内訳		施設整備費の財源内訳				
			用地取得費	施設整備費	国庫補助金	県補助金	地方債	事業主体 一般財源	その他
		百万円	百万円	百万円	千円	千円	千円	千円	千円
昭和43年	白河市(白河市公設地方卸売市場)	32.9		32.9	0	4,940	27,000	1,003	0
46~48年	福島市(福島市中央卸売市場)	2,527.3	316	2,211.3	628,972	114,400	1,711,000	72,930	0
48~50年	会津若松市(会津若松市公設地方卸売市場)	2,036.6	[S45先行 取得 136]	2,036.6	82,500	41,250	1,912,700	175	0
48年	白河市(白河市公設地方卸売市場) 水産物部設置	118.3	[S46、47先行 取得 30]	118.3	0	25,000	92,500	806	0
48~51年	いわき市(いわき市中央卸売市場)	5,468.7	415	5,053.7	1,564,972	312,994	3,559,794	30,919	0
50年	富岡町(富岡町営地方卸売市場)	89.5	—	89.5	0	15,000	67,700	6,899	0
53年	二本松市(二本松市公設地方卸売市場)	167.8	[先行取得]	167.8	41,843	20,731	102,400	2,872	0
53年	福島市(福島市中央卸売市場) 施設改良工事	131.8	34.8	97	23,440	4,640	103,000	736	0
54年	〃	649.4	—	649.4	172,042	34,146	443,000	225	0
54年	二本松市(二本松市公設地方卸売市場) 施設改良工事	8.18	—	8.18	0	2,726	5,400	54	0
57年	〃	24.1	—	24.1	4,858	2,402	16,800	71	0
57年	会津若松市(会津若松市公設地方卸売市場) 施設改良工事	77.2	—	77.2	15,551	7,688	53,900	100	0
60年	福島市(福島市中央卸売市場) 青果部仲卸業者買荷保管所等施設改良工事	397.4	—	397.4	97,227	19,388	272,000	8,769	0
61~62年	いわき市(いわき市中央卸売市場) 花き棟新築工事	193.7	—	193.7	40,455	6,853	145,000	1,416	0

整備年度	項目 事業実施主体(市場の名称)	総事業費	左の内訳		施設整備費の財源内訳				
			用地取得費	施設整備費	国庫補助金	県補助金	地方債	事業主体 一般財源	その他
		百万円	百万円	百万円	千円	千円	千円	千円	千円
平成2年	いわき市(いわき市中央卸売市場) 水産棟買荷保管積込所増築工事	44.8	—	44.8	14,489	2,301	24,800	3,245	0
3年	福島市(福島市中央卸売市場) 青果棟屋根葺替及びトップライト取付工事	256.9	—	256.9	85,854	13,121	148,300	9,649	0
4年	福島市(福島市中央卸売市場) 水産棟屋根葺替及びトップライト取付工事	239.4	—	239.4	79,246	12,344	142,700	5,151	0
4年	いわき市(いわき市中央卸売市場) 青果棟買荷保管積込所増築工事	182.0	—	182.0	47,145	7,470	118,500	8,929	0
4~5年	相馬総合卸売市場(相馬総合地方卸売市場)	988.3	—	988.3	190,334	94,231	0	142,306	(公庫資金) 561,521
5年	福島市(福島市中央卸売市場) 水産棟買荷保管積込所増築及び受変電設備改良工事	230.4	—	230.4	58,641	9,286	161,820	665	0
5年	いわき市(いわき市中央卸売市場) 青果棟消火設備排水管路の改良	41.9	—	41.9	11,782	1,867	27,200	1,012	0
6~7年	会津若松市(会津若松市公設地方卸売市場) 花き棟新築工事	577.4	—	577.4	92,353	45,802	425,200	22,497	0
6~7年	福島市(福島市中央卸売市場) 冷蔵庫1号棟改良工事	378.8	—	378.8	77,449	13,336	287,000	1,027	0
8年	いわき市(いわき市中央卸売市場) 冷蔵庫機械設備改良工事	173.9	—	173.9	46,319	6,974	109,800	10,760	0
10年	福島市(福島市中央卸売市場) 衛生施設設備改良工事	101.4	—	101.4	20,393	4,044	76,700	223	0
10~13年	郡山市(郡山市総合地方卸売市場)	15,899.0	5,438.1	10,460.9	2,264,246	1,127,946	7,065,140	3,594	0
10年	白河市(白河市公設地方卸売市場) 災害復旧工事	275.7	—	275.7	80,705	40,015	154,200	785	0
13~14年	福島市(福島市中央卸売市場) 花き部設置工事	304.0	—	304.0	86,118	17,143	200,400	352	0

項目 整備年度	事業実施主体(市場の名称)	総事業費	左の内訳		施設整備費の財源内訳				
			用地取得費	施設整備費	国庫補助金	県補助金	地方債	事業主体 一般財源	その他
平成23年	福島市(福島市中央卸売市場) 災害復旧工事	百万円 27.3	百万円 -	百万円 27.3	千円 18,194	千円	千円	千円 9,098	千円 0
23~24年	いわき市(いわき市中央卸売市場) 災害復旧工事	168.9	-	168.9	112,328		14,100	42,441	0
23年	郡山市(郡山総合地方卸売市場) 災害復旧工事	16.3	-	16.3	8,165			8,166	0
23年	地方卸売市場東印郡山青果株式会社 災害復旧工事	5.3	-	5.3	2,627			2,627	0

3 福島県卸売市場審議会委員名簿

※参考〔第16期：任期平成25年2月末日〕現在、審議委員は不在。

氏名	所属団体等
◎ にし かわ かず あき 西 川 和 明	福島大学経済経営学類 教授
○ た しろ えい じ 田 代 栄 嗣	全国農業協同組合連合会福島県本部 副本部長
かのう や もり ひさ 叶 谷 守 久	相馬双葉漁業協同組合 副組合長
すず き たか こ 鈴 木 孝 子	福島県指導農業士会 副会長
こ まつ てい こ 小 松 貞 子	福島県青果市場連合会 副会長
いし もと たけし 石 本 剛	福島県水産市場連合会 理事
ささ がわ ひろ し 笹 川 博 司	株式会社あいづ園芸代表取締役社長
やま だ よし こ 山 田 良 子	有限会社山大 代表取締役
なが さわ あきら 長 沢 明	福島県水産物小売商業協同組合連合会 会長
さか い ひろ あき 酒 井 博 章	株式会社いちい 総務部長
かん の あ き よ 菅 野 ア キ ヨ	福島県消費者団体連絡協議会 理事
しい ね しゅう いち 椎 根 修 一	福島県市長会（郡山市農林部次長）
くわ の のぶ こ 鋤 野 信 子	郡山女子大学短期大学部 准教授
まつ や はる お 松 谷 治 夫	福島市中央卸売市場場長

◎ : 会長 ○ : 職務代理者 (順不同・敬称略)

4 県内卸売市場関係団体(消費地市場)

平成27年4月現在

名 称	代 表 者	会 員 数	所在地	電話番号
福 島 県 青 果 市 場 連 合 会	会 長 過 足 満 雄	県内青果物卸売業者等 会 員 8	〒963-0201 郡山市大槻町字向原114 (楸郡山大新青果内)	024-966-0700
福 島 県 水 産 市 場 連 合 会	会 長 石 本 朗	県内水産物消費地卸売業者等 会 員 9	〒960-0113 福島市北矢野目字樋越1 (楸福島丸公内)	024-553-1111

5 卸市場行政に関する県の窓口

消費地市場

平成27年4月現在

機関名	所在地	電話番号
農林水産部生産流通総室 農産物流通課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	024-521-7354
県北農林事務所農業振興普及部 農業振興課	〒960-8502 福島市南中央3-36	024-535-0393
県中農林事務所農業振興普及部 農業振興課	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1	024-935-1308
県南農林事務所農業振興普及部 農業振興課	〒961-0971 白河市昭和町269	0248-23-1557
会津農林事務所農業振興普及部 農業振興課	〒965-8501 会津若松市追手町7-5	0242-29-5303
南会津農林事務所農業振興普及部 農業振興課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5253
相双農林事務所農業振興普及部 農業振興課	〒975-0031 南相馬市原町区市錦町1-30	0244-26-1148
いわき農林事務所農業振興普及部 農業振興課	〒970-8026 いわき市平字梅本15	0246-24-6160

水産物産地市場

平成27年4月現在

機関名	所在地	電話番号
農林水産部生産流通総室 水産課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	024-521-7378
水産事務所 総務課	〒960-8026 いわき市平字梅本15	0246-24-6174

6 福島県卸売市場条例に基づく許可等申請手数料一覧

(平成25年度 適用)

手 数 料 の 名 称		手 数 料 額	根 拠 規 定
地 方 卸 売 市 場	開 設 者 許 可 申 請 手 数 料	円 25,000	福島県卸売市場条例 第54条第1項第1号
	卸 売 業 者 許 可 申 請 手 数 料	15,000	〃 第54条第1項第2号
	許 可 証 再 交 付 申 請 手 数 料	3,000	〃 第54条第1項第3号
	許 可 証 書 換 申 請 手 数 料	3,000	〃 第54条第1項第4号
	開 設 者 等 合 併 ・ 分 割 認 可 申 請 手 数 料	10,000	〃 第54条第1項第5号
そ の 他 卸 売 市 場	開 設 者 登 録 申 請 手 数 料	10,000	〃 第54条第1項第6号
	卸 売 業 者 登 録 申 請 手 数 料	5,000	〃 第54条第1項第7号
	登 録 証 再 交 付 申 請 手 数 料	3,000	〃 第54条第1項第8号
	登 録 証 書 換 申 請 手 数 料	3,000	〃 第54条第1項第9号
	開 設 者 等 合 併 ・ 分 割 認 可 申 請 手 数 料	5,000	〃 第54条第1項第10号

7 卸売市場法及び県卸売市場条例に基づく申請等及び添付書類一覧

申請等の種類	申請等の名称	様式	必要な添付書類	適用条項	申請等の期限
1 卸売市場の開設許可又は登録の申請	卸売市場開設者許可・登録申請書	第1号様式	業務規程及び事業計画書の他 (法人の場合) ①②③④⑤⑥及び⑦ (個人の場合) ⑤⑥⑦及び⑧	(法) 第56条 (条) 第3条又は第29条第1項 (規) 第4条	開設しようとする日の30日前まで
2 地方卸売市場の廃止の許可の申請	地方卸売市場廃止許可申請書	第2号様式		(法) 第60条 (条) 第7条 (規) 第6条	廃止しようとする日の30日前まで
3 卸売業務の許可又は登録の申請	卸売業者許可・登録申請書	第3号様式	事業計画書の他 (法人の場合) ①②③④⑤⑥及び⑨ (個人の場合) ⑤⑥⑧及び⑨	(法) 第58条第1項 (条) 第8条の2又は第32条 (規) 第7条	卸売業務を開始しようとする日の30日前まで
4 登録開設者、許可・登録卸売業者業務廃止の届出	登録開設者、許可(登録)卸売業者業務廃止届	第4号様式		(条) 第10条又は第34条 (規) 第8条	業務を廃止しようとする日の30日前まで
5 営業の譲渡し及び譲受け並びに合併又は分割の認可の申請	営業譲渡(受)許可申請書、合併認可申請書又は分割認可申請書	第18号様式 第19号様式 第19号様式の2	(法人の場合) ①②③④⑤⑥⑦及び⑬ (個人の場合) ⑤⑥⑦⑧及び⑬ (※開設者の業務に係るものについては⑩を添付)	(条) 第12条又は第36条 (※第13条の2、第37条の2) (規) 第11条	譲渡し、譲受け、合併又は分割しようとする日の30日前まで
6 許可開設者・卸売業者相続の認可の申請	許可開設者・卸売業者相続認可申請書	第20号様式	⑫及び⑭ (※開設者の業務に係るものについては⑩を添付)	(条) 第13条 (※第13条の2) (規) 第12条	相続開始の日から起算して60日以内
7 登録開設者・卸売業者相続の届出	登録開設者・卸売業者相続届	第10号様式		(条) 第37条 (※第37条の2) (規) 第20条	相続開始の日から起算して60日以内
8 許可又は登録証再交付の申請	許可・登録証再交付申請書	第16号様式		(条) 第11条第3項又は第35条第3項 (規) 第10条第1項	すみやかに
9 許可証又は登録証の書換の申請	許可・登録証書換申請書	第17号様式	②(又は⑩) ⑪及び⑫ 条例第25条第1項第2号に係るものにあつては法人は②、個人は⑩のみ	(条) 第11条第4項又は第35条第4項 (規) 第10条第1項及び第2項	5の営業の譲渡し及び譲受け又は6の相続の認可があったとき若しくは7又は14の届出をしたとき
10 受託契約約款(又は変更)の届出	受託契約約款(変更)届	第5号様式		(条) 第18条又は第40条の準用規定 (規) 第14条	受託契約約款を定めた日又は変更した日から起算して30日以内

申請等の種類	申請等の名称	様式	必要な添付書類	適用条項	申請等の期限
11 せり人又はせり人廃止の届出	せり人・せり人廃止届	第5号様式の2	せり人の履歴書(せり人を定めた場合)	(条) 第19条第2項又は第40条の準用規定 (規) 第15条第2項	すみやかに
12 業務規程の変更	許可開設者業務規程変更承認申請書又は登録開設者業務規程変更届	第6号様式 第11号様式		(法) 第64条 (条) 第22条又は第43条	変更以前
13 業務の開始、休止、再開の届出	許可(登録)開設者・卸売業者業務開始(休止・再開)届	第7号様式		(条) 第25条第1項第1号又は第47条の2の準用規定 (規) 第17条第1項	事実発生の日から起算して30日以内
14 氏名若しくは名称又は住所の変更 資本若しくは出資の額又は役員の変更(法人のみ)	許可(登録)開設者・卸売業者氏名等変更届	第8号様式		(条) 第25条第1項第2号又は第3号若しくは第47条の2の準用規定 (規) 第17条第1項	変更のあった日から起算して30日以内
15 事業計画の変更	許可・登録開設者事業計画変更届	第9号様式		(条) 第25条第2項又は第47条の2の準用規定 (規) 第17条第2項	事業計画を変更しようとする日の30日前まで
16 買受人の届出	買受人名簿	第21号様式		(条) 第26条又は第47条の準用規定 (規) 第18条	買受人として承認した日の属する事業年度終了日(新規開設の場合にあっては業務開始の日)から起算して30日以内
17 事業報告書の提出	許可卸売業者事業報告書又は登録卸売業者事業報告書	第22様式 第22号様式の2	財産目録 貸借対照表 損益計算書及び利益金又は欠損金処分書 (個人の場合は上記に準ずる書類)	(条) 第27条又は第47条の2の準用規定 (規) 第19条	事業年度終了の日から起算して90日以内
18 仲卸業者名簿の提出	仲卸業者名簿	第20号様式の2		(条) 第13条の3第4項 (規) 第12条の3	承認又は承認を取消した日から起算して30日以内

注1) 適用条項欄中、(法)は卸売市場法(昭和46年法律第35号)、(条)は福島県卸売市場条例(昭和46年条例第68号)、(規)は同条例施行規則(昭和46年規則第86号)である。

注2) 添付書類の欄の数字は、それぞれ次の書類を意味している。

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面（外国人登録原票記載事項証明書）
- ④ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株又は出資額を記載した書面
- ⑤ 最近1年間における事業報告書
- ⑥ 当該年度開始の日以後1年間における事業計画書
- ⑦ 申請者（その業務を執行する役員を含む。）が、地方卸売市場を開設しようとする者である場合にあっては条例第5条第2項に、その他卸売市場を開設しようとする者である場合にあっては条例第30条第2項にそれぞれ掲げる者に該当する場合には、その旨を記載した書面
- ⑧ 申請者（その者に法定代理人があるときはその者及びその法定代理人）の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面（外国人登録原票記載事項証明書）
- ⑨ 申請者（その業務を執行する役員を含む。）が地方卸売市場において卸売の業務を営もうとする者である場合にあっては、条例第9条で準用する条例第5条第2項に掲げる者に該当する場合には、その旨を記載した書面
- ⑩ 住民票抄本又はこれに代わる書面（外国人登録原票記載事項証明書）
- ⑪ 新たに役員となった者に係る履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面（外国人登録原票記載事項証明書）
- ⑫ 新たに役員となった者又は相続人が、許可開設者に係る者である場合にあっては条例第5条第2項に、許可卸売業者に係る者である場合にあっては条例第9条で準用する条例第5条第2項に、登録開設者に係る者である場合にあっては条例第30条第2項にそれぞれ掲げる者に該当する場合には、その旨を記載した書面
- ⑬ 譲渡し、譲受け、合併又は分割に係る契約書の写
- ⑭ 申請者の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面（外国人登録原票記載事項証明書）
- ⑮ 届出者の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面（外国人登録原票記載事項証明書）
- ⑯ 卸売市場の施設の権原を取得し、又は取得する予定であることを証明する書面

※ 業務規程で定めるべき事項

- (1) 卸売市場の位置及び面積
- (2) 取扱品目
- (3) 開場の期日及び時間
- (4) 卸売の業務に係る売買取引及び売買代金の決済の方法に関する事項
- (5) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
- (6) 卸売業務を行う者に関する事項
- (7) 卸売業務を行う者以外の関係事業者に関する事項
- (8) 卸売市場内の秩序の維持及び衛生に関する事項
- (9) 卸売市場の施設の使用に関する事項

(10) 買受人の承認に関する事項

※ 事業計画に定めるべき事項

- (1) 施設の種類、規模、配置及び構造
- (2) 取扱品目ごとの供給対象人口（水産物産地市場を除く。）並びに取扱いの見込数量及び見込金額
- (3) 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画
- (4) 施設を新設する場合にあっては、その着工及び竣工の予定期日

※ 業務規程を変更する場合は、利害関係者又は市場取引委員会等の意見を聴くこと。

※ 提出部数は、地方卸売市場・その他卸売市場、開設者と卸売業者が同一の者であるか異なる者であるかによって異なる（下表参照）。

区 分	申 請 者 等	提 出 部 数	書 類 の 提 出 経 路 (上段は水産物産地市場以外、下段は水産物産地市場)
地方卸売市場	開設者	2部（うち写し1部）	開設者 → 農林事務所 → 農産物流通課 開設者 → 水産事務所 → 水産課
	卸売業者（開設者と同一の者）	2部（うち写し1部）	卸売業者 → 農林事務所 → 農産物流通課 卸売業者 → 水産事務所 → 水産課
	卸売業者（開設者と異なる者）	3部（うち写し2部）	卸売業者 → 開設者 → 農林事務所 → 農産物流通課 卸売業者 → 開設者 → 水産事務所 → 水産課
その他卸売市場	開設者	1部	開設者 → 農林事務所（→ 農産物流通課） 開設者 → 水産事務所（→ 水産課）
	卸売業者（開設者と同一の者）	1部	卸売業者 → 農林事務所（→ 農産物流通課） 卸売業者 → 水産事務所（→ 水産課）
	卸売業者（開設者と異なる者）	2部（うち写し1部）	卸売業者 → 開設者 → 農林事務所（→ 農産物流通課） 卸売業者 → 開設者 → 水産事務所（→ 水産課）